

障害者差別解消法の改正について

障害者差別解消法の改正（令和6年4月1日施行）

主な改正内容：事業者による合理的配慮の提供の義務化

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
国・地方公共団体等	法的義務	法的義務
事業者	法的義務	努力義務 ⇒ 法的義務

「合理的配慮の提供」とは？

障がいのある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために**必要な変更や調整**をすること。

職員対応要領の改正について

「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

…サービス規律の一環として大阪市職員が適切に対応するために必要な事項を定めたもの

<令和6年4月1日改正>

主な改正内容

- ・基本方針（政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すもの）の変更内容に即するとともに、厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を踏まえ修正
- ・本文第3条に「環境の整備」に努める旨を追加。
- ・本文第6条に、従事者向け研修の実施等を委託等の条件に盛り込むよう努める旨を追加
- ・留意事項に、合理的配慮の提供義務違反に該当する例を追加
- ・留意事項に、「2（4）環境の整備との関係」環境の整備の例を含む。）を追加
- ・留意事項の項目番号を整理

契約書等への記載内容の変更について

- 仕様書への記載内容の変更について各所属長あて依頼（令和5年11月15日）

<対象業務>

業務業務遂行過程で市民に接する可能性がある委託業務・指定管理業務で履行開始日が令和6年4月1日以降のもの

<仕様書への記載内容>

（障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施）

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

障がい者差別解消の取組について

★職員研修の実施

- ・新採用者研修
- ・eラーニング研修（全職員対象）
- ・対面での職員研修

★事業者への周知

★出前講座の実施

- 「合理的配慮とは何か？～障がいを理由とする差別をなくすには～」
- 対象：学校や地域団体、民間企業、ボランティア団体等あらゆる方

福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課

（電話）06-6208-8075

（メール）fa0025@city.osaka.lg.jp